## 個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称	戸籍簿及び除籍簿	
実施機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	市民部行政情報センター市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍及び除籍の調製、記録事項証明書・記載事項証明書の発行及び改正原 戸籍謄抄本の交付等を行うため。	
記録項目	1 本籍、2 戸籍内の各人の①氏名、②出生年月日、③戸籍に入った原因及び年月日、④実父母の氏名及び実父母との続柄、⑤養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄、⑥夫婦については夫又は妻である旨、⑦他の戸籍から入った者についてはその戸籍の表示、3 届出又は申請の受付年月日及び届出人又は申請人の資格及び氏名、4 報告の受付年月日及び報告者職名、5 請求、嘱託又は証書若しくは航海日誌の謄本の受付年月日及び受理者の職名、7 戸籍の記載を命ずる裁判確定の年月日、8 新戸籍の編製に関する事項、9 氏の変更に関する事項、10 転籍に関する事項、11 戸籍の全部の消除に関する事項、12 戸籍の全部に係る訂正に関する事項、13 戸籍の再製又は改製に関する事項、14 出生に関する事項(養利及び養子)、17 特別養子縁組又はその離縁に関する事項(養人び養力)、16 養子縁組又はその離縁に関する事項(養人の氏を称した者)、19 婚姻又は離婚に関する事項(夫及び妻)、20 離婚の際に称していた氏を称することに関する事項(その氏を称した者)、19 婚姻又は離婚に関する事項(その氏を称した者)、21 親権又は未成年者の後見に関する事項(未成年者)、22 死亡又は失踪に関する事項(死亡者又は失踪者)、23 生存配偶者の復氏又は姻族関係の終了に関する事項(死亡者又は失踪者)、24 推定相続人の廃除に関する事項(廃除された者)、25 入籍に関する事項(入籍者)、26 分籍に関する事項(分籍者)、27 国籍の得喪に関する事項(国籍を取得し、又は喪失した者)、28 日本の国籍の選択宣言又は外国の国籍の喪失に関する事項(氏を変更した者又は喪失した者)、29 氏の変更(戸107-2~107-4)に関する事項(氏を変更した者)、30 名の変更に関する事項(名を変更した者)、31 就籍に関する事項(就籍者)、32 性別の取扱いの変更に関する事項(変更の裁判を受けた者)	
記録範囲	本市に戸籍を有する者	
記録情報の収集方法	戸籍法上の届出等又は他の市区町村長及び官庁の通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名 称及び所在地	(名称) 市民部行政情報センター市民課	
	(所在地)青森市新町1丁目3番7号	

訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別の 手続等	戸籍法第24条、第113条、第114条、第116条 戸籍法施行規則第41条、第43条、第45条	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<ul><li>□法第60条第2項第2号</li><li>(マニュアル処理ファイル)</li></ul>
	政令第21条第7項に該当するファイル (上記ファイルの利用目的及び記録の 範囲内であるマニュアル処理ファイル) ■有 □無	
備考		